

三田市に転入をご検討の新婚世帯の皆さまへ



# 家賃の一部を補助します

## 令和4年度 新婚世帯転入応援補助金のご案内

### 補助内容

市外に住む新婚世帯が、三田市に定住するため、民間賃貸住宅を借りた場合に、

**実質家賃負担額の3割※1(月額上限12,000円)を最長24か月間補助します。**

また、補助期間中に市内で住宅を取得した場合は、転居するまでの間最長12か月間延長して補助します。

※1 賃貸借料から共益費、駐車場使用料等及び給与に含まれる住宅手当を除いた額(100円未満の端数切捨て)

### 補助要件

- ①転入日時点で婚姻後3年以内であること。
- ②申請時点で夫婦の満年齢の合計が80歳未満であること。
- ③市内の民間賃貸住宅※3に夫婦のいずれかが賃貸借契約を締結していること。
- ④新婚世帯全員が、三田市外から市内へ転入と同時に③の民間賃貸住宅に居住していること。
- ⑤新婚世帯全員が、市内に転入する日まで1年以上継続して市外に居住していたこと。
- ⑥公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ⑦民間賃貸住宅の家賃を滞納していないこと。
- ⑧暴力団員がいないこと。

※3 市営・県営住宅、雇用促進住宅等の公的賃貸住宅、独立行政法人都市再生機構(UR)の賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、社宅、官舎、寮等の給与住宅及び借上公共賃貸住宅、申請者の3親等以内の親族が所有する住宅・賃貸住宅を除く民間賃貸住宅のことです。

### 提出書類

- ①補助金交付申請書※2
- ②補助金口座振替申出書※2
- ③給与所得者全員の住宅手当支給証明書※2
- ④新婚世帯全員の住民票  
(世帯主・続柄が記載しているもの)
- ⑤戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
- ⑥新婚世帯全員の住民票の除票
- ⑦民間賃貸住宅賃貸借契約書の写し
- ⑧その他市長が必要と認める書類

※2 所定様式(市のホームページでダウンロード可)

### 申請方法

新婚世帯全員が転入した日から3か月以内に申請(郵送による提出可)。  
交付決定月からの家賃が補助対象。



### 支払時期

令和4年10月(上半期分4月~9月)と令和5年4月(下半期分10月~翌年3月)の年2回を予定しています。

◆お問い合わせ◆ 三田市 都市政策課 (三田市役所 本庁舎5階)  
開庁日:月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00~17:30  
TEL:079-559-5128